

区連会 資料 4 - 1

旭生支第1447号

令和4年10月27日

自治会町内会長各位

旭福祉保健センター生活支援課長

生活困窮者自立支援制度啓発ポスター掲示について（依頼）

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、横浜市政の推進にご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、この度当課では、生活困窮者自立支援制度の普及啓発用にポスターを作成しました。

つきましては、ご担当されている地域の掲示板へ「ポスター」を掲示くださいますようご依頼申し上げます。

ご多忙のところ大変恐縮ではございますが、生活困窮者の自立支援のため、何卒ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

【掲示依頼期間】

依頼時より令和5年3月末まで

※期間終了後も掲示いただけるようでしたらご協力ください。

【送付内容】

A4ポスター（ラミネート加工） 部

担当：旭福祉保健センター生活支援課 守、松島

電話 045-954-6018

FAX 045-951-5831

生活困窮者自立支援制度啓発ポスター掲示について(依頼)

各種給付金が終了し、社会福祉協議会総合支援資金特例貸付償還が開始となる時期に合わせ、生活に困窮している方に向けて、生活困窮者自立支援制度啓発ポスターを作成しましたので、各自治会町内会での掲示をお願い申し上げます。

1 目的

給付金が終了し、償還が始まる時期に合わせ、制度の啓発ポスターを掲示することで、生活に困窮されている方の相談の受け皿となること

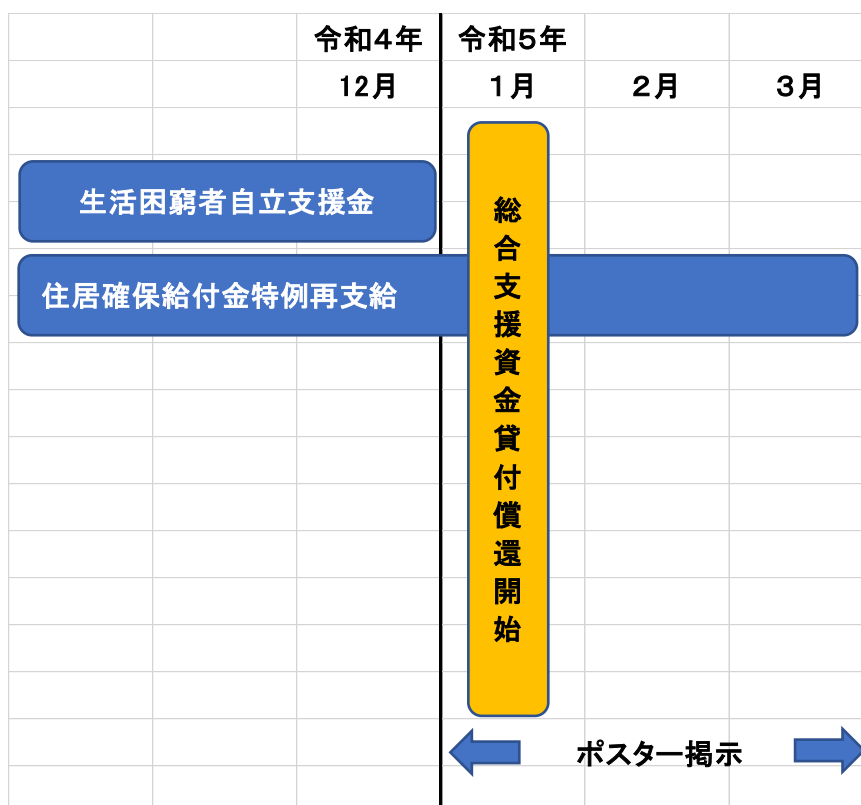
2 各給付金等の申請期限と貸付償還開始時期

- ・令和4年12月:生活困窮者自立支援金申請期限
- ・令和5年1月:総合支援資金特例貸付償還開始
- ・令和5年3月:住居確保給付金特例再支給申請期限

3 ポスター掲示依頼期間

- ・依頼時より令和5年3月末まで

※期間終了後も掲示いただけるようでしたらご協力ください。



くらしの「困った」 相談してください！

仕事が
なかなか
見つからない
…

子どもを塾に
行かせる余裕
がない…

仕事を失って
家賃が
払えない…

どこに相談
したらいいか
わからない…

就職に向けて
自分に自信が
持てない…

借金や家計の
やりくりで
悩んでいる…

秘密厳守

相談無料

旭区マスコットキャラクター「あさひくん」

あなたの状況に応じた支援プランを一緒に考えます。

詳しくはこちら

旭区役所生活支援課
横浜市生活困窮者自立支援事業

横浜市旭区 生活困窮

検索

TEL 045-954-6069

